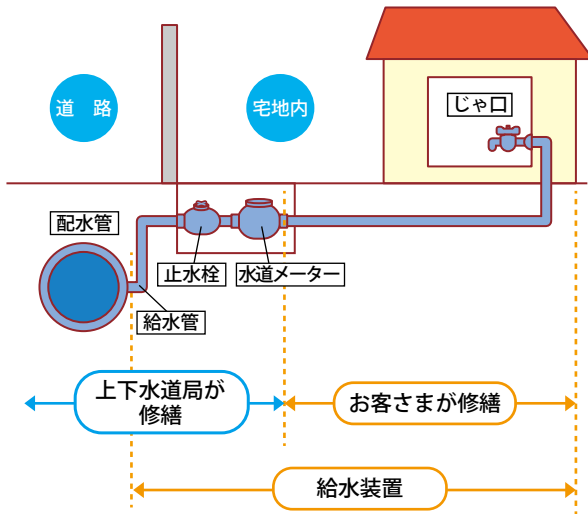
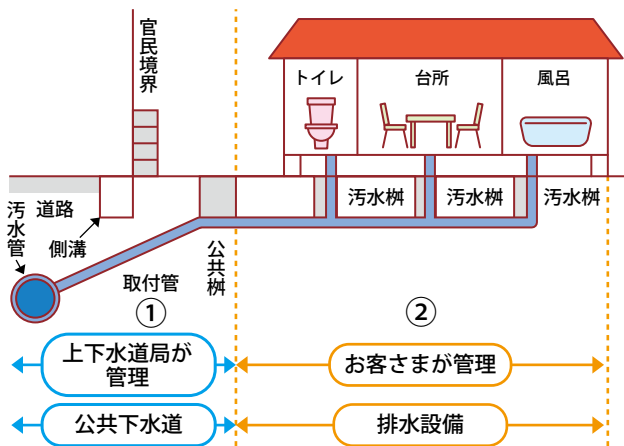


1 水道メーター付近で漏水しているけれど、どうしたらいいの？



道路に埋設している配水管から分岐してご家庭に引き込まれた給水管と、これに直結して取り付けられた止水栓やじゃ口などを給水装置といえます。そのうち水道メーターから道路側は、上下水道局が修繕を行います。宅地側はお客さまが修繕する必要があります。詳しくは水道技術課 ☎740・1264 へ。

2 下水道が詰まるトラブルが発生したとき、管理区分はどうなるの？



下水道の管理区分は左図①の上下水道局が管理する「公共下水道」と、②のお客さまが管理する「排水設備」に分かれています。排水設備は、建築物の所有者などが管理するもので、不具合が生じていれば、お客さまが負担していただくこととなります。川西市下水道排水設備指定工事店に連絡してください。
公共下水道の詰まり、または詰まり箇所が不明な場合は、下水道技術課 ☎740・1222 へ。

3 川西市の水道料金は他市に比べて高いの？

他市と料金を比べるとときには、一般的な家庭での1か月あたりの平均水量である20立方メートルの料金を用います。この比較では令和元年度の全国平均が3287円（下水道使用料は2794円）に対し、本市の料金は3190円（下水道使用料は2145円）と全国平均を下回っています。ただ、阪神間の市の中では高い料金となっており、お客さまからご指摘を受けることがあります。

水道事業は、いただいた水道料金で浄水処理、施設の維持管理、人件費などすべての経費を賄います。このため、歴史が古く、淀川の水を水源とする阪神臨海部の都市に比べ、本市のように水道の歴史が浅く、投資原価が回収できていない内陸部の都市の料金は高くなる傾向にあります。人口減少など厳しい状況ですが、今後とも合理化を進め、適正な料金の設定に努めていきます。

